

令和8年1月18日

通信制生徒  
保護者等様

京都府立西舞鶴高等学校長

## 学校感染症に係る出席停止の手続きについて

学校において予防すべき感染症と診断された場合、生徒への流行を防ぐため、学校保健安全法第19条により出席停止となります。なお、出席停止期間中の学習活動については以下の「出席停止の手続き」を行うことで一定の配慮をします。

### 学校において予防すべき感染症と出席停止の基準

	感染症の種類	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症	条件によっては出席停止の措置が必要

### 出席停止の手続き

- 上記の感染症に罹患した場合は、必ず学校に連絡してください。学校から「出席停止報告書」を郵送します（ホームページにも掲載しております）。
  - 医師から指示された自宅療養期間を「出席停止報告書」に記入し、登校した際に提出してください。
- ※出席停止期間には基準がありますが病状は一人一人異なるため、上の表の基準にかかわらず、基本的には医師の指示に従ってください。
- 出席停止期間中に面接指導や考查があった科目については、「欠課届」及び受診を確認できるもの（診療明細書、領収証の写し等）を提出してください。